

財務省告示第七百号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十二日に発行する利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行の価 格	募集の日	利率	経過利子 の払込み
利付国庫債券（二年）（第二百十 五回）	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二條第一 項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 額	千九百九十九億千六百万円	千九百九十九億千六百万円	五百万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年十二月二十二日	額面金額百円につき九十九円九 角三銭	年一パーセント	額に 加え、 次の 算式 により 規定

(一) 額に
加え、
次の
算式
により
規定

する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

(二)

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものとして、又は前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(以下「額面金額」)を乗じた金額(以下「控除率」)を乗じた金額(以下「算式」)を算出し、その算式に前記(一)の算式により算出た金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年六月二十日支払期と成次算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、

その及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 2}$$

<p>十四 第二期 以後の 利子以</p>	<p>十五 償還金 額限</p>	<p>十六 償還金 額</p>
<p>毎年六月二十日及び十二月二十日</p>	<p>日を、その日以前六月間に属す</p>	<p>平成十七年十二月二十日</p>

十 九	十 八	十 七	
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支
平 成 十 五 年 十 二 月 二 十 二 日	十 平 成 十 五 年 十 二 月 十 六 日 ま で	平 成 十 五 年 十 二 月 二 日 か ら	日 本 銀 行 平 成